

鈴鹿市告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月3日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名：平田本町二丁目108号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
平田本町二丁目454番5地先から	旧	34.2	4.2～4.7
平田本町二丁目454番9地先まで	新	34.2	5.6～5.7

路線名：平田本町二丁目145号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
平田本町二丁目454番9地先から	旧	32.6	2.5～4.4
平田本町二丁目454番11地先まで	新	32.6	3.7～12.4

路線名：稲生西二丁目108号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
稲生西二丁目9172番14地先から	旧	22.0	4.3～4.7
稲生西二丁目9172番11地先まで	新	22.0	5.4～5.6

路線名：稲生西二丁目109号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
稲生西二丁目9172番14地先から	旧	59.4	5.5～7.5
稲生西二丁目9172番19地先まで	新	59.4	6.0～9.2

路線名：東玉垣278号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
東玉垣町字丸田1216番1地先から	旧	41.1	3.4～4.6
東玉垣町字丸田1210番43地先まで	新	41.1	5.0～5.3